

下水道法の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

一	下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）	1
二	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	16
三	公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）	19

改正案	現行
<p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 下水 生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。</p> <p>二・三 （略）</p> <p>四 流域下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。</p> <p>イ 専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するものの</p> <p>ロ 公共下水道（終末処理場を有するものに限る。）により排除される雨水のみを受けて、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理する下</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 下水 生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。</p> <p>二・三 （略）</p> <p>四 流域下水道 もっぱら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するものをいう。</p>

水道で、二以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するもの

五〇八（略）

第二条の二（略）

2 流域別下水道整備総合計画においては、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めなければならない。

一〇四（略）

五 前項の公共の水域又は海域でその水質を保全するため当該水域又は海域に排出される下水の窒素含有量又は燐含有量を削減する必要があるものとして政令で定める要件に該当するものについて定められる流域別下水道整備総合計画にあつては、第二号の区域に係る下水道の終末処理場から放流される下水の窒素含有量又は燐含有量についての当該終末処理場ごとの削減目標量（以下単に「削減目標量」という。）及び削減方法に関する事項

3 流域別下水道整備総合計画は、次に掲げる事項を勘案して定めなければならない。

五〇八（略）

第二条の二（略）

2 流域別下水道整備総合計画においては、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一〇四（略）

3 流域別下水道整備総合計画は、次の各号に掲げる事項を勘案して定めなければならない。

一〇六（略）

4 | 流域別下水道整備総合計画において削減目標量が定められた  
終末処理場（以下「特定終末処理場」という。）で放流する下  
水の窒素含有量又は燐含有量に係る水質を政令で定める基準に  
適合させることができる構造のもの（以下「高度処理終末処理  
場」という。）を管理する地方公共団体は、当該高度処理終末  
処理場について定められた削減目標量を超える量の窒素含有量  
又は燐含有量を削減する場合には、その削減目標量を超えて削  
減する窒素含有量又は燐含有量のうち一定量のものについては  
、他の地方公共団体のため、当該他の地方公共団体が管理する  
特定終末処理場（当該高度処理終末処理場に係る下水道と同じ  
第二項第二号の区域に係る下水道のものに限る。）について定  
められた削減目標量の一部に相当するものとして削減するもの  
である旨を、あらかじめ当該他の地方公共団体の同意を得て、  
国土交通省令で定めるところにより、都道府県に対し、申し出  
ることができる。

5 | 前項の規定による申出を受けた都道府県は、第二項第五号に  
掲げる事項に、当該申出に係る窒素含有量又は燐含有量の削減  
方法、当該高度処理終末処理場の設置、改築、修繕、維持その  
他の管理に要する費用の予定額及び当該他の地方公共団体によ

一〇六（略）

る費用の負担に関する事項を記載することができる。

6～9 (略)

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第十二条の二 特定施設（政令で定めるものを除く。第十二条の十二、第十八条の二及び第三十九条の二を除き、以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下この条、次条、第十二条の五、第十二条の九、第十二条の十一第一項及び第三十七条の二において同じ。）を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

2 前項の政令で定める基準は、下水に含まれる物質のうち人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、かつ、終末処理場において処理することが困難なものとして政令で定めるものの量について、当該物質の種類ごとに、公共下水道からの放流水又は流域下水道から河川その他の公共の水域若しくは海域に放流される水（以下「流域下水道からの放流

4～7 (略)

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第十二条の二 特定施設（政令で定めるものを除く。第十二条の十一、第十八条の二及び第三十九条の二を除き、以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下この条、次条、第十二条の五、第十二条の十第一項及び第三十七条の二において同じ。）を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

2 前項の政令で定める基準は、下水に含まれる物質のうち人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、かつ、終末処理場において処理することが困難なものとして政令で定めるものの量について、当該物質の種類ごとに、公共下水道からの放流水又は流域下水道から河川その他の公共の水域若しくは海域に放流される水（以下「流域下水道からの放流

水」という。)の水質を第八条(第二十五条の十において準用する場合を含む。第四項(第十二条の十一第二項において準用する場合を含む。))及び第十三条第一項において同じ。)の技術上の基準に適合させるため必要な限度において定めるものとする。

3~6 (略)

(事故時の措置)

第十二条の九 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質又は油として政令で定めるものを含む下水が当該特定事業場から排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、政令で定める場合を除き、直ちに、引き続き当該下水の排出を防止するための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければならない。

2 公共下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

水」という。)の水質を第八条(第二十五条の十において準用する場合を含む。第四項(第十二条の十第二項において準用する場合を含む。))及び第十三条第一項において同じ。)の技術上の基準に適合させるため必要な限度において定めるものとする。

3~6 (略)

(流域下水道管理者への通知)

第十二条の十 流域関連公共下水道の管理者は、第十二条の三、第十二条の四、第十二条の七又は第十二条の八第三項の規定による届出を受理したときは当該届出に係る事項を、第十二条の五の規定による命令をしたときは当該命令の内容を、遅滞なく、当該流域関連公共下水道に係る流域下水道(第二条第四号口に該当する流域下水道(以下「雨水流域下水道」という。)を除く。次項において同じ。)の管理者に通知しなければならない。

2 流域関連公共下水道の管理者は、前条第一項の規定による届出を受理したときは当該届出に係る事項を、同条第二項の規定による命令をしたときは当該命令の内容を、速やかに、当該流域関連公共下水道に係る流域下水道の管理者に通知しなければならない。

(除害施設の設置等)

第十二条の十一 公共下水道管理者は、継続して次に掲げる下水(第十二条の二第一項又は第五項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を排除して公共

(流域下水道管理者への通知)

第十二条の九 流域関連公共下水道の管理者は、第十二条の三、第十二条の四、第十二条の七又は前条第三項の規定による届出を受理したときは当該届出に係る事項を、第十二条の五の規定による命令をしたときは当該命令の内容を、遅滞なく、当該流域関連公共下水道に係る流域下水道の管理者に通知しなければならない。

(除害施設の設置等)

第十二条の十 公共下水道管理者は、継続して次の各号に掲げる下水(第十二条の二第一項又は第五項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を排除して

下水道を使用する者に対し、条例で、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

一・二 (略)

2 (略)

(水質の測定義務等)

第十二条の十二 (略)

(事業計画の認可)

第二十五条の三 (略)

2 都道府県は、前項の事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の認可(雨水流域下水道に係るものを除く。)(をしようとするときは、政令で定める場合を除き、あらかじめ、保健衛生上の観点からする環境大臣の意見を聴かなければならない。

4 (略)

(事業計画に定めるべき事項)

第二十五条の四 前条第一項の事業計画においては、次に掲げる

公共下水道を使用する者に対し、条例で、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

一・二 (略)

2 (略)

(水質の測定義務等)

第十二条の十一 (略)

(事業計画の認可)

第二十五条の三 (略)

2 都道府県は、前項の事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見をきかなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の認可をしようとするときは、政令で定める場合を除き、あらかじめ、保健衛生上の観点からする環境大臣の意見をきかなければならない。

4 (略)

(事業計画に定めるべき事項)

第二十五条の四 前条第一項の事業計画においては、次の各号に



事項を定めなければならない。

一 (略)

二 終末処理場を設ける場合には、その配置、構造及び能力

三 (略)

四 流域関連公共下水道の予定処理区域(雨水流域下水道に係るものにあつては、予定排水区域。次条第三号において同じ

。)

五 (略)

2 (略)

(認可基準)

第二十五条の五 国土交通大臣は、第二十五条の三第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の認可をしようとするときは、事業計画が次の基準に適合しているかどうかを審査して、これをしなければならない。

一・二 (略)

三 流域関連公共下水道の予定処理区域が排水施設及び終末処理場(雨水流域下水道に係るものにあつては、排水施設に限る。)の配置及び能力に相応していること。

四・五 (略)

掲げる事項を定めなければならない。

一 (略)

二 終末処理場の配置、構造及び能力

三 (略)

四 流域関連公共下水道の予定処理区域

五 (略)

2 (略)

(認可基準)

第二十五条の五 国土交通大臣は、第二十五条の三第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の認可をしようとするときは、事業計画が次の基準に適合しているかどうかを審査して、これをしなければならない。

一・二 (略)

三 流域関連公共下水道の予定処理区域が排水施設及び終末処理場の配置及び能力に相応していること。

四・五 (略)

(原因調査の要請等)

第二十五条の八 (略)

2 流域下水道管理者は、前項の規定による報告を受けた場合において必要があると認めるときは、当該流域関連公共下水道の管理者に対し、第十二条第一項、第十二条の二第三項又は第十二条の十一第一項の条例の制定その他必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(準用規定)

第二十五条の十 第七条、第八条、第十一条の二、第十二条から第十二条の九まで、第十二条の十一から第十三条まで、第十五条から第十八条の二まで、第二十一条から第二十三条まで及び第二十五条の規定は、流域下水道(雨水流域下水道を除く。)について準用する。この場合において、第十三条第一項中「排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、」とあるのは「他人の土地又は建築物に立ち入り、流域下水道(雨水流域下水道を除く。)に接続する排水施設、特定施設又は」と、第十八条の二中「当該公共下水道」とあるのは「当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条におい

(原因調査の要請等)

第二十五条の八 (略)

2 流域下水道管理者は、前項の規定による報告を受けた場合において必要があると認めるときは、当該流域関連公共下水道の管理者に対し、第十二条第一項、第十二条の二第三項又は第十二条の十第一項の条例の制定その他必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(準用規定)

第二十五条の十 第七条、第八条、第十一条の二、第十二条から第十二条の八まで、第十二条の十から第十三条まで、第十五条から第十八条の二まで、第二十一条から第二十三条まで及び第二十五条の規定は、流域下水道について準用する。この場合において、第十三条第一項中「排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、」とあるのは「他人の土地又は建築物に立ち入り、流域下水道に接続する排水施設、特定施設又は」と、第十八条の二中「公共下水道」とあるのは「流域下水道又は当該流域下水道に係る流域関連公共下水道」と読み替えるものとする。

て同じ。)又は当該流域下水道に係る流域関連公共下水道」と読み替えるものとする。

2 第七条、第八条、第十五条から第十八条まで、第二十一条第一項、第二十二條、第二十三條及び第二十五條の規定は、雨水流域下水道について準用する。

(窒素含有量又は燐含有量の削減に係る負担金)

第三十一条の三 第二条の二第五項の規定により流域別下水道整備総合計画に記載された事項に係る高度処理終末処理場を管理する地方公共団体は、当該流域別下水道整備総合計画に記載されたところにより、当該高度処理終末処理場の設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の一部を他の地方公共団体に負担させることができる。

(改善命令等)

第三十七条の二 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道又は流域下水道(終末処理場を設置しているものに限る。)を使用する者が、その水質が当該公共下水道又は流域下水道への排出口において第十二条の二第一項(第二十五条の十第一項において準用する場合を

(改善命令等)

第三十七条の二 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道又は流域下水道(終末処理場を設置しているものに限る。)を使用する者が、その水質が当該公共下水道又は流域下水道への排出口において第十二条の二第一項(第二十五条の十において準用する場合を含む。

含む。 ) の政令で定める基準又は第十二条の二第三項 ( 第二十五條の十第一項 ) において準用する場合を含む。 ) の規定による条例で定める基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは当該公共下水道若しくは流域下水道への下水の排除の停止を命ずることができる。ただし、第十二条の二第六項本文 ( 第二十五條の十第一項 ) において準用する場合を含む。 ) の規定の適用を受ける者に対しては、この限りでない。

( 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等 )

第三十八條 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいづれかに該当する者に対し、この法律の規定によつてした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。

一 この法律 ( 第十一条の三第一項及び第十二條の九第一項 ) 第二十五條の十第一項において準用する場合を含む。 ) の規

) の政令で定める基準又は第十二條の二第三項 ( 第二十五條の十 ) において準用する場合を含む。 ) の規定による条例で定める基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは当該公共下水道若しくは流域下水道への下水の排除の停止を命ずることができる。ただし、第十二條の二第六項本文 ( 第二十五條の十 ) において準用する場合を含む。 ) の規定の適用を受ける者に対しては、この限りでない。

( 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等 )

第三十八條 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号の一に該当する者に対し、この法律の規定によつてした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。

一 この法律 ( 第十一条の三第一項の規定を除く。 ) 又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者

定を除く。)又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者

二 この法律の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者

三 (略)

2 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一 (略)

3 (略)

第三十九条の二 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、公共下水道又は流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)を適正に管理するため必要な限度において、継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用する者で政令で定めるもの及び継続して下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用する特定施設の設置者から、その下水を排除する事業場等の状況、除害施設又はそ

二 この法律の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者

三 (略)

2 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号の一に該当する場合には、この法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一 (略)

3 (略)

第三十九条の二 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、公共下水道又は流域下水道を適正に管理するため必要な限度において、継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用する者で政令で定めるもの及び継続して下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用する特定施設の設置者から、その下水を排除する事業場等の状況、除害施設又はその排除する下水の水質に関し必要な報告を徴することが

の排除する下水の水質に関し必要な報告を徴することができる。

第四十五条 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を損壊し、その他公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設の機能に障害を与えて下水の排除を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 みだりに公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を操作し、よつて下水の排除を妨害した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十六条 第十二条の五（第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十七条の二の規定による公共下水道管理者若しくは流域下水道管理者の命令又は第三十八条第一項若しくは第二項の規定による公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

できる。

第四十五条 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を損壊し、その他公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設の機能に障害を与えて下水の排除を妨害した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 みだりに公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を操作し、よつて下水の排除を妨害した者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第四十六条 第十二条の五（第二十五条の十において準用する場合を含む。）若しくは第三十七条の二の規定による公共下水道管理者若しくは流域下水道管理者の命令又は第三十八条第一項若しくは第二項の規定による公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十六条の二 第十二条の二第一項又は第五項（第二十五条の十においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違

一 第十二条の二第一項又は第五項（第二十五条の十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十二条の九第二項（第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

2 過失により前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 第三十二条第七項の規定に違反して土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条の二 第十二条の三第一項又は第十二条の四（第二十五条の十第一項）においてこれらの規定を準用する場合を含む。

（）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条の二又は第十二条の三第二項若しくは第三項（第

反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 過失により前項の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 第三十二条第七項の規定に違反して土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十七条の二 第十二条の三第一項又は第十二条の四（第二十五条の十）においてこれらの規定を準用する場合を含む。（）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条の二又は第十二条の三第二項若しくは第三項（第

二十五条の十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。( )の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二条の六第一項(第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。( )の規定に違反した者

三 第十二条の十二(第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。( )の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者

四 第十三条第一項(第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。( )の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 (略)

第五十一条 第十二条の七又は第十二条の八第三項(第二十五条の十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。( )の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

二十五条の十においてこれらの規定を準用する場合を含む。

( )の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二条の六第一項(第二十五条の十において準用する場合を含む。( )の規定に違反した者

三 第十二条の十一(第二十五条の十において準用する場合を含む。( )の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者

四 第十三条第一項(第二十五条の十において準用する場合を含む。( )の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 (略)

第五十一条 第十二条の七又は第十二条の八第三項(第二十五条の十においてこれらの規定を準用する場合を含む。( )の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。



改正案	現行
<p>（特別土地保有税の非課税） 第五百八十六条（略）</p> <p>2 市町村は、次に掲げる土地又はその取得に対しては、特別土地保有税を課することができない。</p> <p>一 一の三十四（略）</p> <p>二 次に掲げる施設で公共の危害防止のために設置されるものの用に供する土地</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百二十八号）第二条第二項に規定する特定施設若しくは同条第三項に規定する指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第十二条の二又は湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第十四条の規定により当該指定地域特定施設とみなされる施設を含む。）を設置する工場若しくは事業場の汚水若しくは廃液の処理施設又は下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十二</p>	<p>（特別土地保有税の非課税） 第五百八十六条（略）</p> <p>2 市町村は、次に掲げる土地又はその取得に対しては、特別土地保有税を課することができない。</p> <p>一 一の三十四（略）</p> <p>二 次に掲げる施設で公共の危害防止のために設置されるものの用に供する土地</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百二十八号）第二条第二項に規定する特定施設若しくは同条第三項に規定する指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第十二条の二又は湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第十四条の規定により当該指定地域特定施設とみなされる施設を含む。）を設置する工場若しくは事業場の汚水若しくは廃液の処理施設又は下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十二</p>

条第一項若しくは第十二条の十一第一項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で、総務省令で定めるもの

八〇ヲ (略)

三〇三十 (略)

三・四 (略)

附則

(固定資産税等の課税標準の特例)

第十五条 (略)

二〇四 (略)

5 公共の危害防止のために設置された次に掲げる施設又は設備(既存の当該施設又は設備に代えて設置するものとして政令で定めるものを除く。)のうち、平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三第三項、第四項若しくは第十七項の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一(当該償却資産のうち、第四号に掲げるもの又は第六号に掲げるもの(総務省令で定めるものを除く。))にあつては当

条第一項若しくは第十二条の十第一項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で、総務省令で定めるもの

八〇ヲ (略)

三〇三十 (略)

三・四 (略)

附則

(固定資産税等の課税標準の特例)

第十五条 (略)

二〇四 (略)

5 公共の危害防止のために設置された次に掲げる施設又は設備(既存の当該施設又は設備に代えて設置するものとして政令で定めるものを除く。)のうち、平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三第三項、第四項若しくは第十七項の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一(当該償却資産のうち、第四号に掲げるもの又は第六号に掲げるもの(総務省令で定めるものを除く。))にあつては当

該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一、第五号又は第七号に掲げるものにあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一、第八号に掲げるものにあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

一〇七 (略)

八 下水道法第十二条第一項又は第十二条の十一第一項に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設で総務省令で定めるもの

九 (略)

6  
56 (略)

該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一、第五号又は第七号に掲げるものにあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一、第八号に掲げるものにあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

一〇七 (略)

八 下水道法第十二条第一項又は第十二条の十一第一項に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設で総務省令で定めるもの

九 (略)

6  
56 (略)

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）（抄）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（公害の防止のための事業に係る地方債）            第四条（略）</p> <p>2 公害防止対策事業で前条の規定の適用を受けるもの並びに公害防止計画に基づいて実施される下水道法第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道（同号イに該当するものに限る。）の設置及び改築の事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債については、国又は日本郵政公社は、資金事情の許す限り、財政融資資金又は日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金若しくは同項第五号に規定する簡易生命保険資金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとする。</p>	<p>（公害の防止のための事業に係る地方債）            第四条（略）</p> <p>2 公害防止対策事業で前条の規定の適用を受けるもの並びに公害防止計画に基づいて実施される下水道法第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道の設置及び改築の事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債については、国又は日本郵政公社は、資金事情の許す限り、財政融資資金又は日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金若しくは同項第五号に規定する簡易生命保険資金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとする。</p>